

内閣参質一〇四第三六号

昭和六十一年四月二十二日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村睦男殿

参議院議員飯田忠雄君提出憲法第七条に掲げる「衆議院を解散すること」の法的性質に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員飯田忠雄君提出憲法第七條に掲げる「衆議院を解散すること」の法的性質

に関する質問に対する答弁書

憲法第七條第三号は「衆議院を解散すること」と規定しているのであるから、衆議院の解散は、同條の規定により、天皇が内閣の助言と承認により行うものであることは、明らかであると考え  
る。

なお、衆議院の解散についての天皇の行為は、内閣が実質的に決定したところに従つて行われる形式的・名目的なものであるから、憲法第四條第一項に違反するものでないことは、繰り返し述べてきたところである。